

2022 年JMRC東北ラリーシリーズ統一規則書(案)

本競技会は、日本自動車連盟(JAF)公認のもとに、FIAの国際モータースポーツ競技規則、ならびにそれに準拠したJAF国内競技規則およびその細則、2022 年地方ラリー選手権規定、JMRC東北ラリーシリーズ統一規則、各競技会特別規則書に従い、交通規則の遵守と安全運転を基本理念として、遵法精神および交通徳の寛容、安全運転の取得を目的として開催されるもので、交通事故はもとよりいかなる法規違反も絶対に許されない。

2022 年JMRC東北ラリーシリーズカレンダー

シリーズ	開催日	イベント名	場所	オーガナイザー	問い合わせ先	電話	メール
第1戦	1/8-9	MSCあきたウインターラリー2022	青森	MSCあきた	加藤 正美	090-7337-5968	mscakita.office@gmail.com
第2戦	1/30	2022 ハチ公ウインターラリー	秋田	D S C C - A	長井 世幸	090-2888-8627	hachikourally@gmail.com
第3戦	6/25-26	第40回どんぐりハチ公ラリー	秋田	D S C C - A	長井 世幸	090-2888-8627	hachikourally@gmail.com
第4戦	7/16-17	2022 ツールド東北	青森	CMSC 青森	小館 優貴	080-1831-9142	bmkyks@icloud.com
第5戦	8/20-21	横手ラリー	秋田	MSCあきた	加藤 正美	090-7337-5968	mscakita.office@gmail.com
第6戦	9/24-25	利府ラリー2022	宮城	RTGP	仲野 次郎	090-3127-8038	nakano-j@agate.plala.or.jp

- 第1条 競技会の名称および格式(各競技会特別規則に記載)
- 第2条 競技会の種目 自動車によるSSラリー
- 第3条 オーガナイザー(各競技会特別規則に記載)
- 第4条 開催日及び開催場所(各競技会特別規則に記載)
- 第5条 申込期限(各競技会特別規則に記載)
- 第6条 参加申込先及び大会事務局(各競技会特別規則に記載)
- 第7条 大会役員(各競技会特別規則に記載)
- 第8条 競技役員(各競技会特別規則に記載)
- 第9条 競技種類(各競技会特別規則に記載)
- 第10条 参加費及び保険(各競技会特別規則に記載)
- 第11条 アシスト行為(各競技会特別規則に記載)
- 第12条 タイムスケジュール(各競技会特別規則に記載)

第13条 参加資格

- 1) 1台の車両に乗車する定員はドライバー・コドライバーの2名(以下クルー)とし、当該年度JAF国内競技運転者許可証B級以上の所有でなければならない。
- 2) 『東北ラリーシリーズのポイントはJMRC東北に加盟しているクラブのクラブ員およびJMRC東北の個人会員に付与する。(詳しくは別紙『東北参戦案内』を参照)
- 3) JMRC東北ラリー見舞金の使用を希望する場合は、ドライバーがJMRC東北に加盟し、かつJMRC東北共済に加入することを条件とする。

第14条 参加車両

- 1) 車両
参加できる車両は、当該年の JAF 国内競技車両規則 第2編ラリー車両規定に定めるRRN車両、RJ車両、RPN車両、RF車両、AE車両、2002 年ラリー車両規則に定められたRB車両とする。
<参考>RB車両は地区戦には参加できない。
- 2) タイヤ
JAF国内競技車両規則 第2編ラリー車両規定に定められたタイヤの規則に準拠すること。かつタイヤはいかなる場合においてもスリップサインが出ていないこと。
なお、各競技会特別規則書により規制を加える場合がある。
- 3) ホイール
RRN 車両: 下記又はFIA公認書に記載されている数値を最大値とする
RJ 車両 : 下記又は同一車両形式のカタログに記載されている数値を最大値とする
RPN 車両: 下記又は同一車両形式のカタログに記載されている数値を最大値とする

総排気量が 1,400cc以下の車両: 最大直径 14 インチ、最大幅 6 インチ
総排気量が 1,400ccを超え 2,000cc以下の車両: 最大直径 16 インチ、最大幅 7 インチ
総排気量が 2,000ccを超える車両: 最大直径 17 インチ、最大幅 7.5 インチ

なお、各競技会特別規則書により変更する場合がある。

＜参考＞地区戦について規定値は同上だが、特別規則書等による規定はない

4) 安全ベルト

安全ベルトは JAF 国内競技車両規則 第 2 編ラリー車両規定 第 2 章安全規定 第 2 条に合致したものとし、5 点式以上を強く推奨とする。

車体側へのハーネスの取り付け方法は当該年度 JAF 国内競技車両規則 第 4 編細則 ラリー競技およびスピード競技における安全ベルトに関する指導要綱 4. 車体側への取り付けに、準拠すること。

5) 音量規制

安全及び騒音公害防止上、以下を定める。

JAF 国内競技車両規則 第 2 編ラリー車両規定 に従うこと。また、吸気音量増大防止の目的の為「吸気系における空気を取り入れる為のダクトの追加は禁止する」。「エアクリーナーエレメントの交換は当初の方式を保っていれば自由、なおエアクリーナーボックスは当初のままではなければならない」尚、各競技会特別規則書により「」を削除することは制限しない。

第 15 条 安全装備

JAF が定める【ラリー競技開催規定 細則：スペシャルステージラリー開催規定 第 4 章 第 29 条 安全装備】を遵守すること
なお、クルーが着用するものに、レーシンググローブ(コドライバーは任意)を追加する。

以下、再掲載

第 29 条 安全装備

スペシャルステージラリーに参加するクルーならびに車両に対しては、下記の安全装備が義務づけられる。またオーガナイザーは、特別規則書に明記することにより、より高規格の装備品を義務づけや、追加の安全装備品の義務づけを行うことができる。

1. クルーが着用するもの

- 1) 国内競技車両規則第 4 編細則に従ったヘルメット
- 2) 国内競技車両規則第 4 編細則に従ったレーシングスーツ
- 3) 国際格式競技

車両がスペシャルステージを走行中はいつでも、クルーはホモロゲーションが承認されたヘルメット、必要とされる安全衣服や付則 L 項チャプター III ドライバーの機材—に定められている機材を装着しなければならない。そして安全ベルトを締められていること。いかなる違反についても競技長よりペナルティが課され審査委員会に報告される。

2. 参加車両に搭載するもの

- 1) 非常用停止表示板(三角)2枚
- 2) 非常用信号灯
- 3) 赤色灯
- 4) 牽引用ロープ
- 5) 救急薬品
- 6) 各車両規定に定められている仕様の消火器
- 7) 表面に赤字で「SOS」、裏面に緑字で「OK」と記された A3 版シート

第 16 条 クラス区分

JAF 東日本ラリー選手権のクラス区分に合わせ、下記とする

B1 クラス: 排気量 2500cc を超える車両

B2 クラス: 排気量 1500cc を超え 2500cc 以下の車両

B3 クラス: 排気量 1500cc 以下の車両

B4 クラス: AE 車両及び 1500cc 以下の AT 車両

第 17 条 参加申し込み要領

- 1) 所定の申込書に参加料を添えて、第 6 条の参加申込先へ期日までに必着するよう対応する事。尚、詳細は各競技会特別規則書による
- 2) ラリー競技会に有効な保険への加入を義務づける。保障金額、内容等については特別規則書に記載する。
JMRC 東北ラリー見舞金を上記の保険としての使用できるが、その場合はドライバーが JMRC 東北に加盟し、かつ JMRC 東北共済に加入することを条件とする。
コドライバーに関しては、JMRC 東北共済の加入は任意だが、それに相当する保険(スポーツ安全保険等)への加入を義務づける
原則として既加入者はその保険証券又は領収書の写しを同封すること。
- 3) 参加台数は 60 台までとする。但し、JAF が認めた場合は、この限りでない。
- 4) オーガナイザーは理由を明示する事なく参加拒否の権限を有する。
- 5) 参加申込書、車両申告書の記載事項変更は開催日の 3 日前までに文書をもって申告すること。

- 6) 正式参加受理後の乗員の変更は認められない。ただし、参加者より事由を記した文書と事務手数料 2000 円が提出され、競技会審査委員会が認めた場合はこの限りではない。
- 7) 正式参加受理後には参加料は原則として返還しない。
- 8) 参加クラスの変更を伴う車両変更は認められない。
- 9) 参加申込が参加台数を越える場合、JMRC加入クラブ所属者を原則として優先的に受理する。
- 10) 参加不受理の場合は参加料及び保険料が全額返還されるが、事務手数料として 2000 円を参加申込者の負担とする。

第 18 条 練習走行の禁止

参加者および参加チーム関係者によるラリー開催エリアでの練習走行、競技会開催や関係各署の許認可に影響を与えるような偵察およびそれに類する行為を禁止する。発覚した場合、道路補修費用の実費を請求することがあるほか、JMRC東北のラリーシリーズに参加を拒否することがある。

第 19 条 参加者の遵守事項

JAFが定める【ラリー競技開催規定 細則:スペシャルステージラリー開催規定 第4章 第30条 一般規定】を遵守すること

以下、再掲載

第 30 条 一般規定

オーガナイザーは参加者およびクルーに対し、下記の事項の遵守を徹底させること。

1. 競技中は道路交通法の遵守を最優先とする。
2. 一般車両および歩行者に迷惑を及ぼさないこと。
3. 他車に追従する場合または対向車のある場合は、前照灯の照射方向を適切に変換し、眩惑を生じさせないように留意すること。
4. 明らかに追い越そうとしている車両がある場合は安全かつすみやかに進路を譲ること。
5. クルーは指示された行程(サービスパークを含む)を正確に維持しなければならない。特に、ロードセクションにおいてロードブックに記載されたルートから逸脱して走行してはならない。なお何らかの原因でオーガナイザーが迂回を指示した場合はその迂回ルートに従うこと。
6. 競技から離脱した場合は直ちに最寄りの競技役員に離脱、リタイヤ届けを提出すること。提出が不可能な場合は電話等の手段で競技会事務局に連絡すること。
7. 失格またはリタイヤとなった場合は直ちにゼッケン、ラリー競技会之証およびその他の競技関係添付物を取り除くこと。
8. 安全ベルトは必ず装着し、スペシャルステージ走行時やオーガナイザーの指示がある場合は必ずヘルメットおよびレーシングスーツを着用すること。
9. スペシャルステージ走行時やオーガナイザーの指示がある場合は、必ずサイドウィンドウを閉じて走行すること。
10. 競技中はオーガナイザーが指定した場所以外でクルー以外の者による整備作業を行うことはできないこと。
11. 整備作業を行うことができる者は、当該参加車両のクルーおよびオーガナイザーに登録されたサービス員とすること。
12. 特別規則書に記載されている項目以外に何らかの整備作業を行う必要がある場合は、競技会技術委員長の許可を得ること。
13. 整備作業にあたっては、他の交通および作業員の安全確保に十分留意すること。
14. 整備作業実施後は必ず担当競技役員の確認を受けること。

第 20 条 競技クルーの安全

JAFが定める【ラリー競技開催規定 細則:スペシャルステージラリー開催規定 第3章 第25条 15)競技クルーの安全】を遵守すること

以下、再掲載

15. 競技クルーの安全

- 1) スペシャルステージで参加車両がやむを得ず停車した場合、クルーはその場所から少なくとも 50m手前の目立つ場所に反射式の三角表示板を車両と同じ側に配置し、後続車両に適切な合図を行わなければならない。なお車両がコース上にない場合も三角表示板を配置しなければならない。この規則に従わないクルーは審査委員会の判断によりペナルティが課される。
- 2) 参加車両には、片面に赤字で「SOS」、もう片面には緑字で「OK」と書かれたA3判のカードが搭載されており、救急医療措置が不要な場合もしくは消火が必要ない場合は、「OK」ページを**すべての後続車両**に明瞭に提示すること。また他に援助を行おうとしている者(ヘリコプター等)があれば、それらに対しても同様に提示すること。停車車両がコース上の場合、状況に応じて停車状態をボディアクション等で後続車両に対し、当該区間最終参加車両通過まで合図すること。
- 3) その後速やかに復帰が可能か否かを判断すること。
- 4) 復帰可能と判断した場合、安全確保を最優先に作業を実施する。特に後続車両が接近した場合は作業を中断し安全な場所へ退避すること。
- 5) 復帰不可能と判断した場合、当該区間最終参加車両通過まで車外の安全な場所で退避すること。
- 6) クルーが車両から離れる場合は、後続車にはっきりと見える場所に「OK」ページを提示しておくこと。
- 7) 近接した地点に複数車両が停止した場合、夫々の車両が上記 1)～6)を実施すること。

8) 救急医療措置が必要な場合もしくは消火が必要な場合は赤色の「SOS」ページを提示すること。これが提示されていた場合、後続車は下記の手順に従う。また「OK」「SOS」のどちらの提示もなく、車両がかなりのダメージを負っていてクルーが車両内**および／または車両の外にいる**と思われる場合も同様の手順に従うこと。

①援助するために直ちに停止する。その他の後続の車両も停止し、事故現場に2番目に到着した車両は、事故のことを知らせるために次のラジオポイントかストップまで行く。

②それ以降のすべての後続車は緊急車のための車幅をあけて停止し、援助を行う。

なお、後続車が援助にあたる場合、少なくともクルーの1人は以降の後続車への告知対応を行うこと。

9) 上記2)または8)の場合で、いかなる理由においても「OK」「SOS」ページを提示することが可能でない状況にあるときは、車外でクルーによって示される明らかで明確に理解できるジェスチャーで置き換えることができる。

一腕を上げ、親指を立てて示す「OK」(図1)

一頭の上で腕を交差して示す「SOS」(図2)



図1



図2

第21条 整備作業(サービス)の範囲

- 1) 整備作業は下記項目が許される。
 - a.タイヤ交換
 - b.ランプ類のバルブ交換
 - c.点火プラグ交換
 - d.Vベルト交換
 - e.各部点検増締め
- 2) 上記以外の整備については競技会技術委員長の許可がなければできない。
- 3) 当該車両のクルーが車載のタイヤ及び道具類のみを使用して行う作業は、整備作業とみなさない。

第22条 競技会の中止、延期、取止め、打切り

- 1) 保安上または不可抗力による事情が生じた場合は競技会審査委員会の決定によって競技を中止または延期、途中取り止めることができる。
- 2) オーガナイザーは参加申込み締め切り後、参加台数が20台に満たない場合は競技を中止または延期することができる。

第23条 損害の補償

- 1) 参加者は参加車両及びその附属品が破損した場合ならびに第三者に損害を与えた場合、また道路施設等を損壊した場合、その責任を自己が負わなければならない。参加者はJAF及びオーガナイザーならびに大会役員、道路施設等の管理者が一切の損害事故の責任を免除されていることを了承しなければならない。すなわち大会役員はその職務に最善を尽くすことはもちろんであるが、もし参加者の負傷・死亡・その他車両の損害賠償などが発生してもJAF及びオーガナイザーならびに大会役員、道路施設等の管理者は一切補償責任を負わない。
- 2) 参加者が競技中に起こしたオーガナイザーならびに大会役員車及びその器材、道路施設等との事故はいかなる場合も参加者が責任をもって賠償するものとする。

第24条 抗議

- 1) 参加者は自分が不当に処遇されていると判断するときにこれに対して抗議する権利を有する。ただし、本統-規則及び各競技会特別規則書に規定された参加拒否・審判員の判定・スタート順位及び道路状態に対する抗議は受け付けない。
- 2) 競技に関する抗議は競技者のラリー競技終了後30分以内に文書にて提出されなければならない。ただし、タイムカードの記入事項に関する抗議はそれが交付された地点で1分以内に口頭で行い、記入事項の訂正を受けた場合はそのポストチーフの署名を得たもののみ有効とする。
- 3) 役員に付いている競技役員はたとえ抗議が提出されている場合でもそれと関係なく自分の義務と権限を正當に執行できる。
- 4) 競技会審査委員会による抗議の裁定結果は競技会審査委員長により関係当事者のみに口頭で通知される。競技会当日、競技会審査委員会の裁定が下されない場合はその暫定発表の日時・場所を発表し延期することができる。尚、抗議は1件につき代表者1名として上記の手続きを取らなければならない。

第25条 賞典(各競技会特別規則に記載)

第26条 シリーズ表彰およびポイント

- 1) シリーズ成立
シリーズは競技会が2戦以上で成立とする。

2) シリーズ表彰

シリーズポイントは全戦を有効とし、同一クラス2戦以上の出場シリーズ表彰の対象とする。

ただし2戦以上出場した者が6名に達しないクラスは、その下位に1戦出場した者の中で上位の者から順に補填し、あわせて6名を上限として表彰対象とする。

3) ポイント付与方法

日本ラリー選手権規定の地方選手権(第3章第15条)と同じ基準とする。(下記表参照)

ただし、クラス成立は1台からとし、クラス台数によるポイントの減は行わない

入賞した選手がJMRC東北加盟クラブに未加入の場合、当該選手の東北シリーズのポイントは無効とし繰り上げは行わない

ポイント表

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位以下完走
ポイント	20	15	12	10	8	6	4	3	0

<例>※地方選手権とダブルタイトルで行う場合

	1位Aさん	2位Bさん	3位Cさん	4位Dさん	5位Eさん	6位Eさん
東北戦登録	◎	×	×	◎	◎	×
地区戦ポイント	20	15	12	10	8	6
東北戦ポイント	20	---	---	10	8	---

4) シリーズ合計ポイントが同点の場合の扱い

同ポイントの場合は、日本ラリー選手権規定の地方選手権(第3章第15条)と同じ基準とする。

第27条 シリーズ罰則

重大な違反を犯した場合、本年度のシリーズポイント及び当該シリーズ参加資格を剥奪する場合がある。

第28条 シリーズ表彰式

本年度の各ラリーシリーズ表彰式は別途告知する。

第29条 本規則の変更及び追加

本規則の変更及び本規則以外の規定、指示は、各競技会特別規則書あるいは公式通知により表示する。

第30条 本規則の解釈

本規則の解釈に疑義が生じた場合は競技会審査委員会の決定を最終とする。

第31条 本規則の施行

本規則は2022年1月1日より施行する。

2022年〇月〇日改正。